

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大泉松和会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに、退職金、慰労金及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、前項の役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、第1号の役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第5条に基づき置かれるものをいう。
- (5)評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれるものをいう。
- (6)報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として支払われるものであり、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7)費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1)常勤の役員（報酬、退職慰労金）
 - (2)非常勤の役員（報酬、退職慰労金）
 - (3)評議員（報酬）
 - (4)評議員、評議員選任・解任委員（報酬）
- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない
- 3 役員等に対する職務執行の対価として支給する報酬については、理事会、評議員会等がテレビ会議等での参加、決議の省略で開催された場合であっても適用することができる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等には、勤務形態に応じて以下の通り定める報酬を支給する。なお、評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 この法人の評議員の報酬は、【別表1】に定める額とする。
- 3 この法人の役員等に対する報酬は、【別表2】に定める額とする。
- 4 この法人の全理事の報酬総額は、年間800万円以内とする。
- 5 この法人の全監事の報酬総額は、年間200万円以内とする。
- 6 この法人の退職慰労金は、【別表3】に定める額とする。

7 常勤役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、個人の役割、職務内容を総合的に勘案、評価し、理事会にて決定し、支給する。

(1) 報酬は【別表4】に定める額とする。

(2) 退職金【別表4】に定める額とする。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第5条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は【別表2】により1日分の報酬等を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときもしくは理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、【別表2】により1日分の報酬等を支払うことができる。

ただし、同一日に開催された理事会もしくは評議員会に出席した場合や苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても1日分の報酬等とする。

(費用弁償)

第7条 この法人は、評議員、役員等が法人業務に携わった時にその職務を行うために要する費用(諸経費)を弁償する。

(1) 常勤の理事の交通費については、交通費届によって申し込まれた金額に出勤日に乗じた金額を報酬と一緒に支払う。

(2) 非常勤役員等が理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときの交通費については支給しない。

(3) 法人業務を行った際に支出した費用(研修費、物品輸送費、雑費等の諸経費)はその用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(報酬の支払い方法)

第8条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬の計算方法：毎月月末締め

報酬の支払い日：翌月10日

(2) 退職金、慰労金

任期の満了、辞任又は死亡により退職した3か月以内

ただし、月の途中の就任または退任、又は解任の場合の報酬額については、30日を基礎として日割り計算し支給する。

2 非常勤の役員及び評議員等に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった月ごとに支給する。

(1) 報酬の計算方法：毎月月末締め

報酬の支払い日：翌月10日

3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その法定相続人）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

（ただし、その日が金融機関の休業日の場合はその前日とする。）

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（出張旅費）

第9条 役員等が、法人業務のため宿泊を伴う出張する場合は、【別表5】により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、領収書等をもって実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に仮払い申請書をもって概算額を支払い、出張終了後領収書等をもって精算することができる。

（兼務役員）

第10条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての勤務時間外の法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（役員等の職務証跡）

第11条 常勤理事は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）を作成しなければならない。

2 非常勤役員等は、法人職務証跡の資料として職務証跡の作成に協力するものとする。

（公表）

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定める。

（改正）

第14条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則 この規程は、平成29年6月1日より施行する。

この規程は、令和2年6月1日より一部改正適用する。

この規程は、令和5年6月1日より一部改正適用する。

【別表 1】

(1) 評議員の報酬

	日 額	旅費交通費
評議員等会議への出席	10,000 円	報酬に含む
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円	実費

※定款第 8 条：各年度の総額 180,000 円を超えない範囲

【別表 2】 役員等の報酬

(1) 非常勤理事長の報酬

職務内容	日 額	旅費交通費
理事会等会議への出席	15,000 円	報酬に含む
上記の他、業務のための出勤および対応	15,000 円	実費

(2) 非常勤理事

職務内容	日 額	旅費交通費
理事会等会議への出席	10,000 円	報酬に含む
上記の他、業務のための出勤および対応	10,000 円	実費

(3) 監事

職務内容	日 額	旅費交通費
理事会等会議への出席	10,000 円	報酬に含む
上記の他、業務のための出勤および対応	10,000 円	実費
監事監査	30,000 円	報酬に含む

(4) 評議員選任・解任委員

職務内容	日 額	旅費交通費
評議員選任・解任委員会への出席	10,000 円	報酬に含む
上記の他、業務のための出勤および対応	10,000 円	実費

(5) 苦情対応第三者委員

職務内容	日 額	旅費交通費
業務のための出勤および対応等	10,000 円	報酬に含む

【別表3】 退職金、慰労金

(1) 常勤役員の退職金

報酬月額 × 在任年数

(2) 非常勤役員の慰労金

10,000円 × 在任年数 (施設職員と兼務した期間を除く)

【別表4】 常勤役員の報酬

職務内容	役職	月額	旅費交通費
業務のための出勤および対応等	理事長	500,000円	実費支給
	業務執行理事	300,000円	

【別表5】 宿泊を伴う出張旅費 (日額)

旅費実費	宿泊費実費	その他の費用
新幹線：自由席・指定席限定 飛行機：普通席限定	上限：15,000円	研修費等実費